



# 山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外 (15)

## 目 次

### 訓 令

昭和33年7月県訓令第27号(県職員等の旅費に関する条例第31条の規定に基づく旅費の調整の基準)の一部を改正する訓令.....(人 事 課)... 1

## 訓 令

山形県訓令第12号

庁 中  
出 先 機 関

昭和33年7月県訓令第27号(県職員等の旅費に関する条例第31条の規定に基づく旅費の調整の基準)の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

昭和33年7月県訓令第27号(県職員等の旅費に関する条例第31条の規定に基づく旅費の調整の基準)の一部を次のように改正する。

第5号の2イ中「10級」を「8級」に改め、同号ロ中「9級」を「7級」に改め、同号ハ中「9級」を「7級」に、「10級」を「8級」に改める。

附則第2項中「及び第6号」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成18年4月1日印刷  
平成18年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056